

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

朝倉市は、障害者福祉に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県朝倉市長

公表日

令和6年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法、身体障害者福祉法、福岡県療育手帳交付要綱、精神保健及び精神障害者福祉法特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・児童福祉法に基づく、障害児通所給付費等に関する事務。・身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付等に関する事務及び障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所・費用の徴収等に関する事務・知的障害者福祉法に基づく、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所・費用の徴収等に関する事務・福岡県療育手帳交付要綱に基づく、療育手帳交付等に関する事務。・精神保健及び精神障害者福祉法に基づく、精神障害者保健福祉手帳交付等に関する事務。・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給等に関する事務。・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給等に関する事務及び、地域生活支援事業の支給等に関する事務。 <p>番号法の別表第二に基づいて、障害者福祉に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 障害者福祉システム2. 団体内統合利用番号連携サーバー3. 中間サーバー4. エクセルファイル

2. 特定個人情報ファイル名

- (1) 障害児童福祉ファイル
- (2) 自立支援給付ファイル
- (3) 特別障害者手当受給者台帳ファイル
- (4) 障害者手帳台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8、11、12、25、38、60条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下「別表第二省令」という。)(別表第二における情報照会の根拠) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(10の項) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(11の項) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(12の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の項) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(20の項) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(53の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(67の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(69の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(108の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(109の項) ：第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(110の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) ：第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、87、108、116の項) ：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(56の2の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) ：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」及び「福祉手当」が含まれる項(26、56の2、87の項) ：第三欄(情報提供者)が「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) ：第7、10、12、14、19、27、30、31、43条の3の2、44、55、59条の2の2

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7551 ファクス：0946-22-5199 E-mail：fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所：福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話：0946-28-7551 ファクス：0946-22-5199 E-mail：fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月7日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 5②所属長	福祉事務所長 羽野正隆	福祉事務所長 田中一孝	事後	人事異動による変更
平成28年6月30日	I 4②法令上の根拠	<p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、87、116) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(16、56の2、116の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12、19、30、31、44条 ※別表第二の85、116の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(68の項)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項)</p> <p>(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12、19、30、31、44条 ※別表第二の8、11、20、53、56の2(通所支援情報)、85、108、116の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	
平成29年9月15日	②法令上の根拠	<p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9、10、12、14、27、38、55条 ※別表第二の12、68、69、85、109、110の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	<p>(別表第二省令における情報照会の根拠) :第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条 ※別表第二の69の項に対応する別表第二省令は、未公布。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、87、108、116の項)	事後	
平成29年9月15日	②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、87、108、116の項) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」及び「福祉手当」が含まれる項(26、56の2、87の項)	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(8、11、16、20、26、53、87、108、116の項) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項(56の2の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援」が含まれる項(8、11、16、56の2、108、116の項) : 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」及び「福祉手当」が含まれる項(26、56の2、87の項) : 第三欄(情報提供者)が「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(85の項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年9月15日	②法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第12、19、30、31、44条 ※別表第二の8、11、20、53、56の2(通所支援情報)、85、108、116の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7、10、12、14、19、27、30、31、44、43条の3の2、55、59条の2 ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、未公布。	事後	
平成30年6月25日	4-② 法令上の根拠	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7、10、12、14、19、27、30、31、44、43条の3の2、55、59条の2 ※別表第二の116の項に対応する別表第二省令は、未公布。	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第7、10、12、14、19、27、30、31、44、43条の3の2、55、59条の2	事後	
平成30年6月25日	5-② 所属長の役職者名	福祉事務所長 田中 一孝	福祉事務所長	事後	
平成30年6月25日	7 請求先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7551 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp	事後	
平成30年6月25日	8 連絡先	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-22-1111 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp	郵便番号838-8601 保健福祉部福祉事務所障がい者福祉係 住所:福岡県朝倉市菩提寺412-2 電話:0946-28-7551 ファクス:0946-22-5199 E-mail:fukushi-syougai@city.asajyra.lg.jp	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	記載なし	追記	事後	新様式による変更
令和3年11月5日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の8、11、12、34、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8、11、12、25、38、60条	1. 番号法第9条第1項 別表第一の8、12、34、47、84の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8、12、25、38、60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(中略) (別表第二省令における情報照会の根拠):第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条 ※別表第二の69の項に対応する別表第二省令は、未公布。(後略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(中略) (別表第二省令における情報照会の根拠):第9、10、10の2、12、14、27、38、38の2、43の3の2、55、55の2、55の3条(後略) 	事後	デジタル手続法公布(令和3年5月19日)による号ズレ
令和6年3月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(中略) (別表第二省令における情報提供の根拠):第7、10、12、14、19、27、30、31、43条の3の2、44、55、59条の2 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(中略) (別表第二省令における情報提供の根拠):第7、10、12、14、19、27、30、31、43条の3の2、44、55、59条の2の2 	事後	